

# 業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 25 年 3 月期】

岡三証券株式会社

# 業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 25 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、  
公衆の縦覧に供するために作成したものです。

## 岡三証券株式会社

(注) 本説明書中の記載金額等は表示単位未満を切り捨てております。

## 目 次

I. 当社の概況及び組織に関する事項	3
1. 商号	3
2. 登録年月日	3
3. 沿革及び経営の組織	3
(1) 会社の沿革	3
(2) 経営の組織	4
4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	5
5. 役員の氏名又は名称	5
6. 政令で定める使用人の氏名	7
7. 業務の種別	7
(1) 金融商品取引業	7
(2) 金融商品取引業に付随する業務	8
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	8
9. 他に行っている事業の種類	9
10. 指定紛争解決機関及び加入する金融商品取引業協会等	10
11. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	10
12. 加入する投資者保護基金の名称	10
13. 金融商品取引業等に関する内閣府令第 7 条第 3 号イ及び第 4 号から第 9 号までに掲げる事項のうち当社が行う業務	10
14. 苦情処理及び紛争解決の体制	10
II. 業務の状況に関する事項	11
1. 当期の業務の概要	11
2. 業務の状況を示す指標	14
(1) 経営成績等の推移	14
(2) 有価証券引受・売買等の状況	14
(3) その他業務の状況	16
(4) 自己資本規制比率の状況	17
(5) 使用人の総数及び外務員の総数	17
III. 財産の状況に関する事項	18
1. 経理の状況	18
(1) 貸借対照表	18
(2) 損益計算書	20
(3) 株主資本等変動計算書	21
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	32
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	34
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	35
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	35
IV. 管理の状況	36
1. 内部管理の状況の概要	36
2. 分別管理の状況	37
(1) 顧客分別金信託の状況	37
(2) 有価証券の分別管理の状況	37
(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況	39
V. 連結子会社等の状況に関する事項	40
1. 企業集団の構成	40
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等	40

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

岡三証券株式会社

### 2. 登録年月日（登録番号）

平成 19 年 9 月 30 日（関東財務局長（金商）第 53 号）

### 3. 沿革及び経営の組織

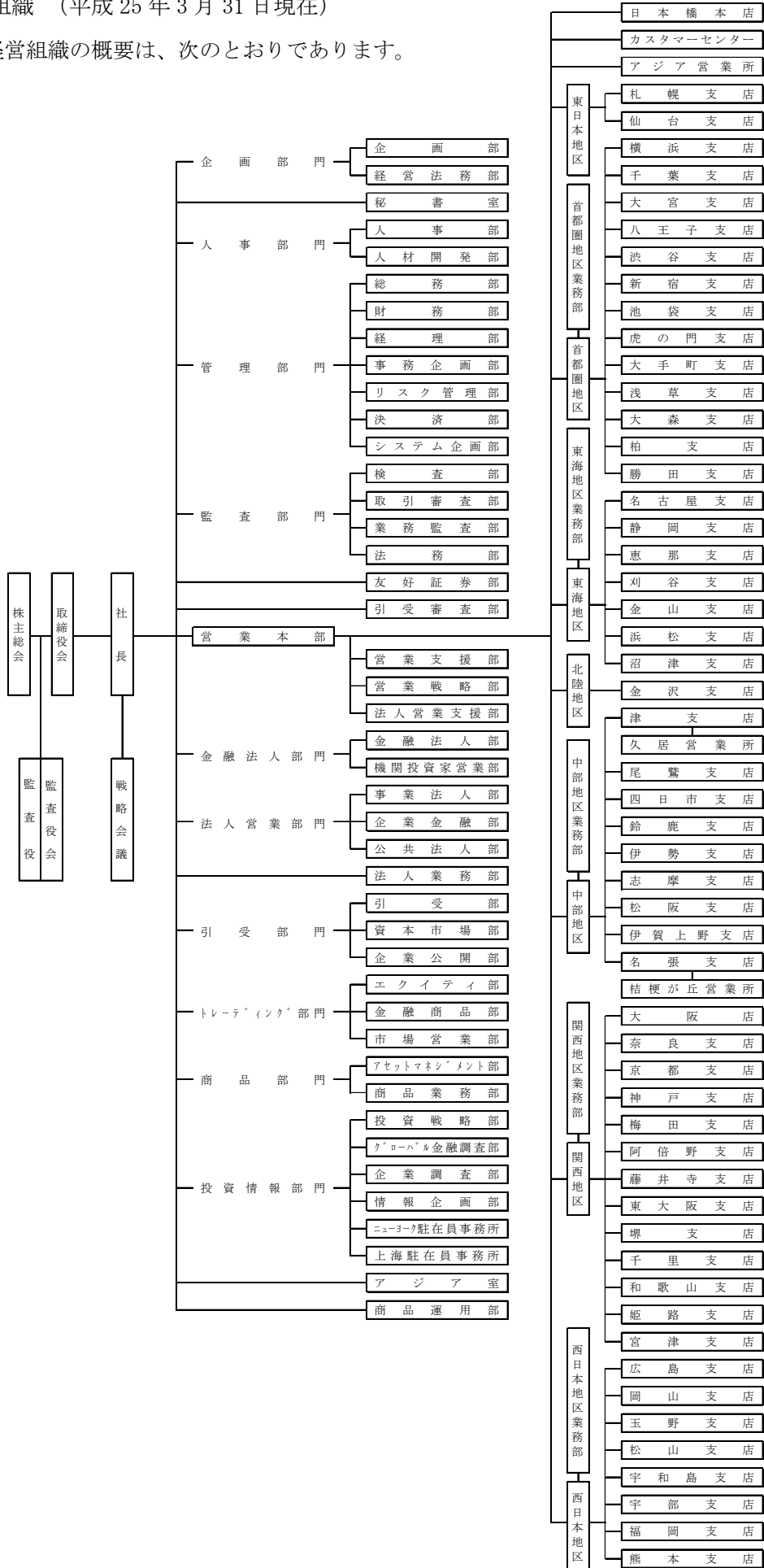
#### (1) 会社の沿革

当社は平成 15 年 4 月 10 日、岡三証券株式会社（昭和 19 年 8 月設立、現・株式会社岡三証券グループ）の持株会社体制移行に際し、同社の完全子会社として設立され、今日に至っております。

年 月	沿 革
平成 15 年 4 月	岡三証券分割準備株式会社として資本金 1 億円にて設立。 本店 東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号。
平成 15 年 7 月	有償株主割当増資により資本金 5 億円となる。 証券会社として登録。
平成 15 年 10 月	岡三証券株式会社（現社名 株式会社岡三証券グループ）より、証券業その他の営業を承継するとともに、社名を岡三証券株式会社へ変更し、営業を開始（資本金 50 億円）。 元引受業務の認可を受ける。
平成 16 年 1 月	有価証券店頭デリバティブ取引業務の認可を受ける。
平成 17 年 9 月	アジア情報館(アジア営業所)を開設。
平成 18 年 12 月	上海駐在員事務所を開設。
平成 19 年 9 月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録。
平成 20 年 4 月	株式会社岡三経済研究所を吸収合併。
平成 20 年 8 月	投資情報部門を移転・集約して「岡三グローバルリサーチセンター」を開設。
平成 23 年 1 月	東京都中央区日本橋室町に室町本店を開設し、本社機能の一部を移転。

(2) 経営の組織 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

当社の経営組織の概要は、次のとおりであります。



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
株式会社岡三証券グループ	100 千株	100.00%

5. 役員の氏名又は名称

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役名誉会長	加藤 精一	無	常勤
取締役社長	田中 健一	有	常勤
専務取締役	金井 政則	有	常勤
専務取締役	野中 計彦	有	常勤
専務取締役	高松 重之	有	常勤
専務取締役	新堂 弘幸	有	常勤
常務取締役	田中 充	無	常勤
常務取締役	寺山 彰	無	常勤
常務取締役	小林 雅典	無	常勤
常務取締役	村井 博幸	有	常勤
常務取締役	古賀 伸一	無	常勤
常務取締役	国広 昭彦	無	常勤
取締役	加藤 哲夫	無	常勤
取締役	新芝 宏之	無	常勤
取締役	松田 聡	無	常勤
取締役	渡辺 正一	無	常勤
取締役	青木 義一	無	常勤
取締役	飯田 真治	無	常勤
取締役	夏目 信幸	無	常勤
取締役	吉村 健也	無	常勤
取締役	関根 淳	無	常勤
取締役	林 俊男	無	常勤
取締役	西本 真一	無	常勤
取締役	辻 和彦	無	常勤
取締役	盛本 孝幸	無	常勤
取締役	松本 貴司	無	常勤
取締役	藤野 敦	無	常勤
監査役	伊藤 雅博	—	常勤
監査役	岩木 徹美	—	非常勤
監査役	北住 勲	—	非常勤

なお、最近日現在の役員の氏名及び担当職等は次のとおりであります。

(平成 25 年 6 月 26 日現在)

役 職 名	氏名	担当職	代表権 の有無	常勤・非 常勤の別
取締役名誉会長	加藤 精一		無	常勤
取締役社長	田中 健一		有	常勤
専務取締役	金井 政則	金融法人部門・法人営業部門・引受 部門管掌 兼法人業務部担当	有	常勤
専務取締役	野中 計彦	管理部門管掌	有	常勤
専務取締役	高松 重之	アジア室担当	有	常勤
専務取締役	新堂 弘幸	営業本部長	有	常勤
常務取締役	田中 充	首都圏地区・東日本地区・日本橋本店 担当	無	常勤
常務取締役	寺山 彰	投資情報部門管掌 兼企業調査部・情報 企画部・ニューヨーク駐在員事務所・ 上海駐在員事務所担当	無	常勤
常務取締役	小林 雅典	中部地区担当	無	常勤
常務取締役	村井 博幸	企画部門副担当 兼友好証券部担当	無	常勤
常務取締役	古賀 伸一	取引審査部・業務監査部・法務部管掌 兼検査部担当	有	常勤
常務取締役	国広 昭彦	トレーディング部門管掌 兼商品部門・商品運用部担当	無	常勤
常務取締役	渡辺 正一	西日本地区担当	無	常勤
取締役	加藤 哲夫		無	常勤
取締役	新芝 宏之	企画部門担当	無	常勤
取締役	松田 聡	財務部・経理部担当	無	常勤
取締役	青木 義一	引受部・資本市場部担当	無	常勤
取締役	飯田 真治	総務部・秘書室担当 兼秘書室長	無	常勤
取締役	夏目 信幸	金融法人部門担当	無	常勤
取締役	吉村 健也	人事部門担当	無	常勤
取締役	関根 淳	事業法人部・企業金融部担当	無	常勤
取締役	林 俊男	取引審査部・業務監査部・法務部・ 引受審査部担当	無	常勤
取締役	西本 真一	法人営業支援部担当	無	常勤
取締役	辻 和彦	関西地区担当	無	常勤
取締役	盛本 孝幸	営業支援部・営業戦略部・カスタマー センター・アジア営業所担当	無	常勤
取締役	松本 貴司	投資戦略部・グローバル金融調査部 担当	無	常勤
取締役	藤野 敦	トレーディング部門担当	無	常勤
取締役	清原 俊和	東海地区・北陸地区担当	無	常勤
取締役	榊 芳男	事務企画部・リスク管理部・決済部・ システム企画部担当	無	常勤
監査役	伊藤 雅博		—	常勤
監査役	岩木 徹美		—	非常勤
監査役	北住 勲		—	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

氏 名	役 職 名
富水流 孝 二	取引審査部・業務監査部・法務部副担当
船 津 典 彦	業務監査部長
伊 藤 誠 一	取引審査部長
村 田 尚 士	検査部長
東 徹	法務部長

(注) 平成 25 年 6 月 1 日付で、取引審査部長は見並克也に変更となっております。

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

業 務 の 種 別
<p>①第一種金融商品取引業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引</li> <li>b. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>c. 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>d. 外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>e. 有価証券等清算取次ぎ</li> <li>f. 有価証券の売出し</li> <li>g. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</li> </ul> </li> <li>・金融商品取引法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</li> <li>b. 店頭デリバティブ取引についての有価証券等清算取次ぎ</li> </ul> </li> <li>・有価証券の引受け</li> <li>・有価証券等管理業務</li> </ul> <p>②第二種金融商品取引業</p>



## (2) 金融商品取引業に付随する業務

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

業 務 の 種 別
①有価証券の貸借業務並びにその媒介及び代理業務
②信用取引に付随する金銭の貸付業務
③保護預り有価証券担保貸付業務
④有価証券に関する顧客の代理業務
⑤受益証券に係る収益金、償還金及び解約金の支払いに係る代理業務
⑥投資証券等に係る金銭の分配、払戻金及び残余財産の分配並びに利息及び償還金の支払いに係る代理業務
⑦累積投資契約の締結業務
⑧有価証券に関連する情報の提供及び助言（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号に掲げる行為に該当するものを除く。）業務
⑨他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換及び株式移転に関する相談に応じ、並びにこれらに関し仲介を行う業務
⑩他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
⑪譲渡性預金その他金銭債権（有価証券に該当するものを除く。）の売買及びその媒介並びに取次ぎ及び代理業務

## 8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本店	〒103-8278 東京都中央区日本橋 1-17-6
本町本店	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 2-2-1
本町別館	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-11-5
本店東館	〒103-8278 東京都中央区日本橋 1-20-5
岡三証券トレーディングセンター	〒135-0023 東京都江東区平野 3-2-12
アジア情報館	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-4-7
札幌支店	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西 3-1-8
仙台支店	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 3-6-1
勝田支店	〒312-0045 茨城県ひたちなか市勝田中央 12-15
大宮支店	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
柏支店	〒277-0005 千葉県柏市柏 2-6-8
千葉支店	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 1-15-9
浅草支店	〒111-0034 東京都台東区雷門 2-4-8
池袋支店	〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-18-2
新宿支店	〒163-1502 東京都新宿区西新宿 1-6-1
渋谷支店	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-7-7
大手町支店	〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-6-10
虎ノ門支店	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-3-2
大森支店	〒140-0013 東京都品川区南大井 6-28-11
八王子支店	〒192-0046 東京都八王子市明神町 4-7-15
横浜支店	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 2-27
沼津支店	〒410-0801 静岡県沼津市大手町 2-4-1
静岡支店	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町 1-4
浜松支店	〒430-0933 静岡県浜松市中区鍛冶町 140-2
恵那支店	〒509-7201 岐阜県恵那市大井町 201-10
名古屋支店	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 4-2-28
金山支店	〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山 1-13-6
刈谷支店	〒448-0858 愛知県刈谷市若松町 2-101
金沢支店	〒920-0961 石川県金沢市香林坊 1-2-20
四日市支店	〒510-0086 三重県四日市市諏訪栄町 20-11
鈴鹿支店	〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 4-87-2

名 称	所 在 地
津 支 店	〒514-0032 三重県津市中央 6-5
津支店久居営業所	〒514-1118 三重県津市久居新町 3002-3
伊賀上野支店	〒518-0861 三重県伊賀市上野東町 2922
名張支店	〒518-0775 三重県名張市希中央 5 番町 11
名張支店桔梗が丘営業所	〒518-0622 三重県名張市桔梗が丘 2 番町 4-1
松阪支店	〒515-0083 三重県松阪市中町 6-8-1
伊勢支店	〒516-0074 三重県伊勢市本町 11-1
志摩支店	〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 4042
尾鷲支店	〒519-3616 三重県尾鷲市中村町 3-36
京都支店	〒600-8007 京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町 63-1
宮津支店	〒626-0041 京都府宮津市鶴賀 2066-69
大阪支店	〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 1-8-7
梅田支店	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-12-17
阿倍野支店	〒545-0052 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-10-1-100
千里支店	〒565-0862 大阪府吹田市津雲台 1-2-D9
東大支店	〒577-0841 大阪府東大阪市足代 2-3-6
堺支店	〒590-0946 大阪府堺市堺区熊野町東 1-1-2
藤井寺支店	〒583-0027 大阪府藤井寺市岡 2-12-6
奈良支店	〒630-8231 奈良県奈良市本子守町 1-1
和歌山支店	〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁 11
神戸支店	〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町 1-1-2
姫路支店	〒670-0911 兵庫県姫路市十二所前町 45
岡山支店	〒700-0825 岡山県岡山市北区田町 1-3-6
玉野支店	〒706-0002 岡山県玉野市築港 2-4-12
広島支店	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 2-8-4
宇部支店	〒755-0043 山口県宇部市相生町 9-7
松山支店	〒790-0005 愛媛県松山市花園町 1-3
宇和島支店	〒798-0034 愛媛県宇和島市錦町 3-20
福岡支店	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1-12-20
熊本支店	〒860-0803 熊本県熊本市中央区新市街 11-18

(注) 名張支店桔梗が丘営業所は、平成 25 年 4 月 22 日付で移転し、所在地が「三重県名張市桔梗が丘 2 番町 7-18」に変更となっております。

## 9. 他に行っている事業の種類

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

他に行っている事業の種類
①金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務
②組合契約の締結並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務
③匿名組合契約の締結並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務
④保険業法に規定する保険募集
⑤確定拠出年金法に規定する確定拠出年金運営管理業
⑥国民年金基金連合会の委託を受けて行う個人型年金に係る受付業務
⑦信託業法に規定する信託契約代理業
⑧信託兼営金融機関が行う遺言執行及び遺産整理に係る契約締結の媒介業務
⑨顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

10. 指定紛争解決機関及び加入する金融商品取引業協会等
  - (1) 指定紛争解決機関（第一種金融商品取引業）  
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）
  - (2) 加入する金融商品取引業協会  
日本証券業協会
  - (3) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称（第二種金融商品取引業）  
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）
  
11. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号  
札幌証券取引所、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、東京金融取引所
  
12. 加入する投資者保護基金の名称  
日本投資者保護基金
  
13. 金融商品取引業等に関する内閣府令第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項のうち当社が行う業務  
有価証券関連業
  
14. 苦情処理及び紛争解決の体制
  - (1) 第一種金融商品取引業務に係る苦情処理及び紛争解決  
(主管部署：業務監査部)
  - (2) 保険業法に規定する保険募集業務に係る苦情処理及び紛争解決  
(主管部署：アセットマネジメント部)
  - (3) 指定紛争解決機関による苦情受付及び紛争解決のあっせん  
(特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）)

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

当期におけるわが国経済は、欧州債務問題の再燃や日中関係の悪化、公共料金の値上げや平成26年4月に控えた消費税増税など、景気の先行きに関する不透明要因が残りました。しかしながら、政権交代後は、金融緩和や景気対策への期待感から円高修正や株価の回復が進み、輸出企業を中心に景況感の改善が見込まれるとともに、個人消費も回復の兆しが見えてきました。

為替市場では、日銀による大胆な金融緩和策の期待や、米国の景気改善への期待感、欧州経済に対する過度な悲観の後退等から年度後半には円高修正の動きが加速しました。ドル円相場においては、年度上期は78～80円中心の狭いレンジでの動きが続きましたが、3月には一時1ドル＝96円台に乗せ、期末は1ドル＝94円台で取引を終えました。一方、ユーロ円相場においても、2月に一時1ユーロ＝127円台まで円安ユーロ高が進行しましたが、その後のキプロス支援問題やイタリア政情を巡る先行き不透明感を受けて、1ユーロ＝120円台で当期の取引を終えました。

株式市場は、欧州債務問題への懸念などを受け、日経平均株価は4月上旬に1万円を割り込み、6月上旬には年初来安値となる8,295円63銭(終値)まで下落しました。その後は、国内企業の業績不振や円高等が重しとなり、概ね8,300～9,300円のレンジで推移しました。しかし、11月中旬の衆議院解散表明を契機とした新政権によるデフレ脱却政策への期待が高まると、日本株相場は本格的な上昇局面入りとなりました。3月には2008年のリーマン・ショック前の株価水準を回復し、期末の日経平均株価終値は12,397円91銭、年間上昇率は23%となりました。

債券市場は、日銀の金融緩和姿勢に支えられて、年度を通じて利回りの低下基調が続きました。10年国債利回りは年度初めこそ1%台に上昇したものの、年度上期には世界景気の減速懸念を背景に緩やかに低下しました。年度下期には、大胆な金融緩和政策への期待から、さらに10年国債利回りは低下基調を強めました。投資家の旺盛な債券需要もあり、10年国債利回りは0.56%まで低下して当期の取引を終えました。

このような状況のもと、当社では、投資信託や外国債券の取扱いラインアップを拡充し多様な顧客ニーズへの対応を推進しました。また、個人投資家向けの情報発信体制を拡充したほか、投資情報誌「岡三グローバルウィークリー」の創刊、韓国や台湾の大手証券会社との業務提携、クオンツ指数の開発など、投資環境の変化に対応すべく投資情報提供力の強化に取り組みました。

以上の結果、当期における当社の営業収益は630億79百万円(前期比132.6%)、純営業収益は616億83百万円(同133.8%)となりました。販売費・一般管理費は474億34百万円(同106.0%)となり、経常利益は146億3百万円(同905.0%)、当期純利益は86億93百万円(同1,616.2%)となりました。

## 【受入手数料】

受入手数料の合計は375億41百万円（前期比128.4%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

### ① 委託手数料

当期における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は24億66百万株（前期比116.7%）、売買代金は1兆4,998億円（同114.9%）となりました。こうしたなか、国内株式マーケットの活況を受け、株式委託手数料は114億22百万円（同181.2%）となりました。一方、債券委託手数料は20百万円（同122.2%）、その他の委託手数料は80百万円（同191.2%）となり、委託手数料の合計は115億23百万円（同181.2%）となりました。

### ② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当期は、新規公開株式、既公開株式売出しで大型案件の引受けを行ったことから、前期比で引受け件数及び引受金額が大幅に増加し、株式の手数料は3億25百万円（前期比591.1%）となりました。また、債券については、政府保証債や地方債、事業債で事務幹事や主幹事を務めたほか、財投機関債などを積極的に引受けたことから、債券の手数料は88百万円（同135.4%）となりました。以上の結果、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は4億14百万円（同343.7%）となりました。

### ③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託がその大半を占めています。

当期は、上期と下期で相場環境が大きく変化するなか、市況に対応した商品戦略を推進しました。年度上期においては、新規に導入した市場変動に左右されにくい分散型ファンドや、既存の海外債券ファンドの販売に努めました。一方、年度下期においては、新規に導入したアジアのハイ・イールド債に投資するファンドや、既存ファンドからはJリートに投資するファンドやアセアン地域の単一国に投資する株式ファンドの販売に努めました。年度を通じ品揃えの充実と預り資産残高の積み上げに注力した結果、募集・売出しの取扱手数料は203億29百万円（前期比118.2%）となりました。また、その他の受入手数料については、投資信託の代行手数料に加え、変額年金保険や事業保険などの保険商品の販売により、52億74百万円（同94.9%）となりました。

## 【トレーディング損益】

当期においては、堅調な株価推移のほか、円安の進行も追い風となり、米国株式の取扱高が大幅に拡大しました。また、国内株式の損益も改善しました。その結果、株券等トレーディング損益は112億円（前期比174.3%）となりました。一方、国内金利が低位で推移するなか、高金利の新興国通貨建て債券及びユーロ円建て仕組債の提案を継続した結果、債券等トレーディング損益は132億58百万円（同128.4%）となり、その他のトレーディング損益5億94百万円の損失（前期は34百万円の利益）を含めたトレーディング損益の合計は238億64百万円（前期比142.2%）となりました。

**【金融収支】**

金融収益は16億72百万円（前期比108.8%）、金融費用は13億95百万円（同97.0%）となり、差引金融収支は2億77百万円（同284.6%）となりました。

**【販売費・一般管理費】**

人件費や取引関係費等の増加により、販売費・一般管理費は474億34百万円（前期比106.0%）となりました。

**【営業外損益及び特別損益】**

営業外収益は3億73百万円、営業外費用は19百万円となりました。また、特別利益は60百万円、特別損失は1億33百万円となりました。

## 2. 業務の状況を示す指標

### (1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

区分 \ 期別	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
資 本 金	5,000	5,000	5,000
発 行 済 株 式 総 数	100,000 株	100,000 株	100,000 株
営 業 収 益	49,013	47,554	63,079
( 受 入 手 数 料 )	( 29,395 )	( 29,234 )	( 37,541 )
(( 委 託 手 数 料 ))	(( 7,820 ))	(( 6,361 ))	(( 11,523 ))
(( 引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料 ))	(( 402 ))	(( 120 ))	(( 414 ))
(( 募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料 ))	(( 15,246 ))	(( 17,196 ))	(( 20,329 ))
(( その他の受入手数料 ))	(( 5,925 ))	(( 5,555 ))	(( 5,274 ))
( トレーディング損益 )	( 17,785 )	( 16,783 )	( 23,864 )
(( 株券等トレーディング損益 ))	(( 8,872 ))	(( 6,425 ))	(( 11,200 ))
(( 債券等トレーディング損益 ))	(( 8,816 ))	(( 10,323 ))	(( 13,258 ))
(( その他のトレーディング損益 ))	(( 96 ))	(( 34 ))	(( △594 ))
純 営 業 収 益	47,529	46,115	61,683
経 常 損 益	1,586	1,613	14,603
当 期 純 損 益	149	537	8,693

### (2) 有価証券引受・売買等の状況

#### ① 株券の売買高の推移（先物取引を除く）

(単位：百万円)

区分 \ 期別	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
自 己	2,391,400	1,528,536	1,590,171
委 託	9,241,239	7,465,028	10,410,951
計	11,632,639	8,993,564	12,001,123

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、  
売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

区 分		引 受 高	売 出 高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募 集 の 取 扱 高	売 出 しの 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の取扱 高
平成 23 年 3 月 期	株 券	15,676	16,173	—	—	0	—	—
	国 債 証 券	—	—	—	1,199	—	—	—
	地 方 債 証 券	171,113	—	—	171,113	—	—	—
	特 殊 債 券	89,000	—	—	98,000	—	—	—
	社 債 券	522,600 ( — )	125,507 (125,507)	— ( — )	37,300 ( — )	4,137 (4,137)	487,900 ( — )	— ( — )
	受 益 証 券	—	—	—	1,519,095	—	38,130	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
平成 24 年 3 月 期	株 券	1,382	1,241	—	—	2	—	—
	国 債 証 券	—	—	—	3,622	—	—	—
	地 方 債 証 券	146,533	—	—	146,533	—	—	—
	特 殊 債 券	184,000	—	—	196,000	—	—	—
	社 債 券	542,660 ( — )	136,993 (136,993)	— ( — )	31,060 ( — )	— ( — )	514,100 ( — )	— ( — )
	受 益 証 券	—	—	—	1,679,691	—	52,410	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
平成 25 年 3 月 期	株 券	21,484	20,088	—	—	0	—	—
	国 債 証 券	—	—	—	2,118	—	—	—
	地 方 債 証 券	145,766	—	—	145,766	—	—	—
	特 殊 債 券	222,400	—	—	240,400	—	—	—
	社 債 券	475,155 ( — )	119,589 (119,589)	— ( — )	35,855 ( — )	— ( — )	440,300 ( — )	— ( — )
	受 益 証 券	—	—	—	1,939,011	—	50,580	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(注) ( ) 内は、外国証券に係る数値で、内書きであります。



(3) その他業務の状況

① 金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務の状況

期 別	売 買 高
平成 23 年 3 月期	136 百万円
平成 24 年 3 月期	71 百万円
平成 25 年 3 月期	26 百万円

② 組合契約及び匿名組合契約の締結並びにそれらの媒介、取次ぎ及び代理業務の状況

期 別	組 合 契 約		匿 名 組 合 契 約	
	契約件数	契 約 額	契約件数	契 約 額
平成 23 年 3 月期	—	—	—	—
平成 24 年 3 月期	—	—	—	—
平成 25 年 3 月期	—	—	—	—

③ 保険業法に規定する保険募集の状況

期 別	取 扱 高
平成 23 年 3 月期	5,122 百万円
平成 24 年 3 月期	4,989 百万円
平成 25 年 3 月期	860 百万円

④ 確定拠出年金運営管理業務の状況

期 別	企 業 型		個 人 型	
	受託件数	拠出残高	受託件数	拠出残高
平成 23 年 3 月期	2 件	3,423 百万円	85 件	792 百万円
平成 24 年 3 月期	4 件	3,528 百万円	110 件	952 百万円
平成 25 年 3 月期	3 件	3,795 百万円	65 件	1,113 百万円

⑤ 信託業法に規定する信託契約代理業

期 別	契 約 件 数
平成 24 年 3 月期	—
平成 25 年 3 月期	—

⑥ 信託兼営金融機関が行う遺言執行及び遺産整理に係る契約締結の媒介業務の状況

期 別	契 約 件 数
平成 23 年 3 月期	1 件
平成 24 年 3 月期	—
平成 25 年 3 月期	—

⑦ 顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務の状況

期 別	契 約 件 数
平成 23 年 3 月期	1 件
平成 24 年 3 月期	1 件
平成 25 年 3 月期	—

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

区 分		期 別	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
基 本 的 項 目		(A)	51,820	51,350	57,047
補 完 的 項 目	その他有価証券評価差額金(評価益)		56	—	—
	金融商品取引責任準備金		767	809	913
	一般貸倒引当金		5	2	14
	短期劣後債務		9,750	7,900	7,900
計		(B)	10,579	8,711	8,827
控 除 資 産		(C)	10,265	9,658	8,917
固定化されていない自己資本の額		(A) + (B) - (C) (D)	52,134	50,404	56,958
リ ス ク 相 当 額	市場リスク相当額		1,512	2,022	2,883
	取引先リスク相当額		865	878	1,407
	基礎的リスク相当額		11,585	11,272	11,542
	計	(E)	13,964	14,174	15,833
自己資本規制比率		(D) / (E) × 100	373.3%	355.6%	359.7%

(注) 短期劣後債務は劣後特約付借入金であります。

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：人)

区 分	平成23年3月期末	平成24年3月期末	平成25年3月期末
使 用 人	2,049	2,202	2,176
(うち 外務員)	2,036	2,082	2,095

### Ⅲ. 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	金 額		金 額	
( 資 産 の 部 )				
流 動 資 産				
現 金 ・ 預 金		14,159		11,928
預 託 金		16,062		29,363
顧 客 分 別 金 信 託	15,900		29,200	
そ の 他 の 預 託 金	162		163	
ト レー デ ィ ン グ 商 品		185,656		277,375
商 品 有 価 証 券 等	185,627		277,301	
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	29		73	
約 定 見 返 勘 定		—		19,275
信 用 取 引 資 産		31,108		50,159
信 用 取 引 貸 付 金	23,906		45,456	
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	7,202		4,702	
有 価 証 券 担 保 貸 付 金		186,086		185,256
借 入 有 価 証 券 担 保 金	186,086		185,256	
立 替 金		85		23
短 期 差 入 保 証 金		2,972		3,281
有 価 証 券 等 引 渡 未 了 勘 定		—		2
短 期 貸 付 金		141		171
未 収 収 益		1,369		1,727
繰 延 税 金 資 産		641		1,404
そ の 他 の 流 動 資 産		898		854
貸 倒 引 当 金		△ 2		△ 14
流 動 資 産 計		439,179		580,810
固 定 資 産				
有 形 固 定 資 産		2,148		1,944
建 物	981		898	
器 具 備 品	773		731	
リ ー ス 資 産	394		303	
建 設 仮 勘 定	—		11	
無 形 固 定 資 産		417		364
ソ フ ト ウ ェ ア	181		171	
リ ー ス 資 産	73		30	
そ の 他	163		162	
投 資 そ の 他 の 資 産		6,282		5,819
投 資 有 価 証 券	657		622	
長 期 差 入 保 証 金	3,538		3,057	
繰 延 税 金 資 産	1,677		1,780	
そ の 他	1,479		1,285	
貸 倒 引 当 金	△ 1,070		△ 926	
固 定 資 産 計		8,848		8,128
資 産 合 計		448,028		588,938

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	金 額		金 額	
( 負 債 の 部 )				
流 動 負 債				
トレーディング商品		152,257		159,485
商品有価証券等	152,240		159,466	
デリバティブ取引	16		18	
約定見返勘定		4,803		—
信用取引負債		15,146		18,022
信用取引借入金	3,473		8,122	
信用取引貸証券受入金	11,673		9,899	
有価証券担保借入金		61,366		131,650
有価証券貸借取引受入金	61,366		126,650	
現先取引借入金	—		4,999	
預り金		11,829		19,416
受入保証金		6,869		14,440
有価証券等受入未了勘定		48		17
短期借入金		123,465		158,940
未払金		1,239		5,449
未払法人税等		318		2,048
賞与引当金		1,260		1,910
その他の流動負債		2,379		2,699
流動負債計		380,984		514,079
固 定 負 債				
長期借入金		7,900		7,725
退職給付引当金		4,669		4,950
役員退職慰労引当金		175		209
資産除去債務		604		581
その他の固定負債		535		430
固定負債計		13,884		13,897
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金		809		913
特別法上の準備金計		809		913
負 債 合 計		395,677		528,890
( 純 資 産 の 部 )				
株 主 資 本				
資本金		5,000		5,000
資本剰余金	29,199		29,199	
資本剰余金合計		29,199		29,199
利益剰余金				
その他利益剰余金				
別途積立金	10,000		10,000	
繰越利益剰余金	8,158		15,851	
利益剰余金合計		18,158		25,851
株主資本合計		52,358		60,051
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		△ 7		△ 4
評価・換算差額等合計		△ 7		△ 4
純 資 産 合 計		52,350		60,047
負 債 ・ 純 資 産 合 計		448,028		588,938

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕		当事業年度 〔自平成24年4月1日〕 〔至平成25年3月31日〕	
	金 額		金 額	
営業収益		29,234		37,541
受入手数料				
委託手数料	6,361		11,523	
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	120		414	
募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	17,196		20,329	
その他の受入手数料	5,555		5,274	
トレーディング損益		16,783		23,864
金融収益		1,536		1,672
営業収益計		47,554		63,079
金融費用		1,439		1,395
純営業収益		46,115		61,683
販売費・一般管理費				
取引関係費		8,014		9,118
人件費		21,075		22,829
不動産関係費		5,410		5,774
事務費		8,639		8,028
減価償却費		519		493
租税公課		291		362
貸倒引当金繰入れ		△5		38
その他の		802		788
販売費・一般管理費計		44,749		47,434
営業利益		1,366		14,249
営業外収益		257		373
営業外費用		10		19
経常利益		1,613		14,603
特別利益				
投資有価証券売却益		101		60
特別利益計		101		60
特別損失				
固定資産売却損		37		28
金融商品取引責任準備金繰入れ		41		104
特別損失計		78		133
税引前当期純利益		1,637		14,529
法人税、住民税及び事業税		1,034		6,704
法人税等調整額		65	△	867
当期純利益		537		8,693

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	純資産合計
	資本金	資本金	利益剰余金			株主資本合計		
		資本金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
			別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,000	29,199	10,000	8,620	18,620	52,820	56	52,877
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000		△ 1,000
当期純利益				537	537	537		537
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△ 64	△ 64
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 462	△ 462	△ 462	△ 64	△ 526
当期末残高	5,000	29,199	10,000	8,158	18,158	52,358	△ 7	52,350

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	純資産合計
	資本金	資本金	利益剰余金			株主資本合計		
		資本金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
			別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,000	29,199	10,000	8,158	18,158	52,358	△ 7	52,350
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000		△ 1,000
当期純利益				8,693	8,693	8,693		8,693
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							3	3
事業年度中の変動額合計	—	—	—	7,693	7,693	7,693	3	7,696
当期末残高	5,000	29,199	10,000	15,851	25,851	60,051	△ 4	60,047

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

<p style="text-align: center;">前事業年度 〔 自 平成 23 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 24 年 3 月 31 日 〕</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 25 年 3 月 31 日 〕</p>
<p>1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品 (1) 商品有価証券等（売買目的有価証券） 時価法（売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 (2) デリバティブ取引 時価法を採用しております。</p>	<p>1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディング商品 (1) 商品有価証券等（売買目的有価証券） 同左 (2) デリバティブ取引 同左</p>
<p>2. トレーディング関連以外の有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 (1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 (2) 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>2. トレーディング関連以外の有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 (1) 時価のあるもの 同左 (2) 時価のないもの 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 〔 自 平成 23 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 24 年 3 月 31 日 〕</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 25 年 3 月 31 日 〕</p>				
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3～50 年</td> </tr> <tr> <td>器具・備品</td> <td>3～15 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	建 物	3～50 年	器具・備品	3～15 年	<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
建 物	3～50 年				
器具・備品	3～15 年				



<p style="text-align: center;">前事業年度 〔 自 平成 23 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 24 年 3 月 31 日 〕</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 25 年 3 月 31 日 〕</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 金融商品取引責任準備金 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 金融商品取引責任準備金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 〔 自 平成 23 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 24 年 3 月 31 日 〕</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 25 年 3 月 31 日 〕</p>
<p>5. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 … 金利スワップ ヘッジ対象 … 借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>5. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
<p>6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

[重要な会計方針の変更]

<p>前事業年度 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕</p>	<p>当事業年度 〔自平成24年4月1日〕 〔至平成25年3月31日〕</p>
<p>—</p>	<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p>

[追加情報]

<p>前事業年度 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕</p>	<p>当事業年度 〔自平成24年4月1日〕 〔至平成25年3月31日〕</p>
<p>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>	<p>—</p>
<p>法人税率の変更等による影響</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が254百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円減少し、法人税等調整額が254百万円増加しております。</p>	<p>—</p>

[貸借対照表に関する注記]

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)																																																						
<p>1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,384 百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,108 百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">322 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,815 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供されている資産の状況</p> <p>担保に供されている資産の状況は、次のとおりであります。なお、担保に供されている資産の価額は貸借対照表計上額によっております。</p> <p>(1) 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品有価証券等</td> <td style="text-align: right;">25,033 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,033 百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、商品有価証券等を即時決済取引等の担保として59,550百万円を差入れております。</p> <p>(2) 担保資産の対象となる債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">26,275 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,275 百万円</td> </tr> </table> <p>3. 担保等として差入れた有価証券の時価額 (上記2を除く)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 信用取引貸証券</td> <td style="text-align: right;">12,354 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 信用取引借入金の 本担保証券</td> <td style="text-align: right;">3,555 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 消費貸借契約に より貸付けた有価 証券</td> <td style="text-align: right;">61,246 百万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 差入証拠金代用 有価証券 (顧客の直接預託に 係るものを除く)</td> <td style="text-align: right;">302 百万円</td> </tr> <tr> <td>(5) その他担保として 差入れをした有価 証券</td> <td style="text-align: right;">39,988 百万円</td> </tr> </table>	建物	1,384 百万円	器具備品	1,108 百万円	リース資産	322 百万円	計	2,815 百万円	商品有価証券等	25,033 百万円	計	25,033 百万円	短期借入金	26,275 百万円	計	26,275 百万円	(1) 信用取引貸証券	12,354 百万円	(2) 信用取引借入金の 本担保証券	3,555 百万円	(3) 消費貸借契約に より貸付けた有価 証券	61,246 百万円	(4) 差入証拠金代用 有価証券 (顧客の直接預託に 係るものを除く)	302 百万円	(5) その他担保として 差入れをした有価 証券	39,988 百万円	<p>1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,483 百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,145 百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">429 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,058 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供されている資産の状況</p> <p>担保に供されている資産の状況は、次のとおりであります。なお、担保に供されている資産の価額は貸借対照表計上額によっております。</p> <p>(1) 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品有価証券等</td> <td style="text-align: right;">57,214 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">57,214 百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、商品有価証券等を即時決済取引等の担保として63,729百万円を差入れております。</p> <p>(2) 担保資産の対象となる債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">58,575 百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,000 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59,575 百万円</td> </tr> </table> <p>3. 担保等として差入れた有価証券の時価額 (上記2を除く)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 信用取引貸証券</td> <td style="text-align: right;">10,758 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 信用取引借入金の 本担保証券</td> <td style="text-align: right;">7,332 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 消費貸借契約に より貸付けた有価 証券</td> <td style="text-align: right;">126,488 百万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 差入証拠金代用 有価証券 (顧客の直接預託に 係るものを除く)</td> <td style="text-align: right;">429 百万円</td> </tr> <tr> <td>(5) その他担保として 差入れをした有価 証券</td> <td style="text-align: right;">24,424 百万円</td> </tr> </table>	建物	1,483 百万円	器具備品	1,145 百万円	リース資産	429 百万円	計	3,058 百万円	商品有価証券等	57,214 百万円	計	57,214 百万円	短期借入金	58,575 百万円	長期借入金	1,000 百万円	計	59,575 百万円	(1) 信用取引貸証券	10,758 百万円	(2) 信用取引借入金の 本担保証券	7,332 百万円	(3) 消費貸借契約に より貸付けた有価 証券	126,488 百万円	(4) 差入証拠金代用 有価証券 (顧客の直接預託に 係るものを除く)	429 百万円	(5) その他担保として 差入れをした有価 証券	24,424 百万円
建物	1,384 百万円																																																						
器具備品	1,108 百万円																																																						
リース資産	322 百万円																																																						
計	2,815 百万円																																																						
商品有価証券等	25,033 百万円																																																						
計	25,033 百万円																																																						
短期借入金	26,275 百万円																																																						
計	26,275 百万円																																																						
(1) 信用取引貸証券	12,354 百万円																																																						
(2) 信用取引借入金の 本担保証券	3,555 百万円																																																						
(3) 消費貸借契約に より貸付けた有価 証券	61,246 百万円																																																						
(4) 差入証拠金代用 有価証券 (顧客の直接預託に 係るものを除く)	302 百万円																																																						
(5) その他担保として 差入れをした有価 証券	39,988 百万円																																																						
建物	1,483 百万円																																																						
器具備品	1,145 百万円																																																						
リース資産	429 百万円																																																						
計	3,058 百万円																																																						
商品有価証券等	57,214 百万円																																																						
計	57,214 百万円																																																						
短期借入金	58,575 百万円																																																						
長期借入金	1,000 百万円																																																						
計	59,575 百万円																																																						
(1) 信用取引貸証券	10,758 百万円																																																						
(2) 信用取引借入金の 本担保証券	7,332 百万円																																																						
(3) 消費貸借契約に より貸付けた有価 証券	126,488 百万円																																																						
(4) 差入証拠金代用 有価証券 (顧客の直接預託に 係るものを除く)	429 百万円																																																						
(5) その他担保として 差入れをした有価 証券	24,424 百万円																																																						

前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)																																																										
<p>4. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 信用取引貸付金の 本担保証券</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">23,823 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 信用取引借証券</td> <td style="text-align: right;">7,085 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券</td> <td style="text-align: right;">191,038 百万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)</td> <td style="text-align: right;">18,944 百万円</td> </tr> </table> <p>5. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">金融商品取引責任 準備金</td> <td style="width: 50%;">金融商品取引法 第 46 条の 5 第 1 項</td> </tr> </table> <p>6. 保証債務</p> <p>従業員の金融機関からの借入に対する債務保証残高は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">被保証者</th> <th style="width: 20%;">債務保証 残高</th> <th style="width: 60%;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員 18 名</td> <td style="text-align: center;">107 百万円</td> <td>金融機関よりの 住宅借入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">107 百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 関係会社に対する債権及び債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 債権</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債権</td> <td style="text-align: right;">21 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期債権</td> <td style="text-align: right;">929 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債務</td> <td style="text-align: right;">5,183 百万円</td> </tr> </table> <p>8. 長期借入金 7,900 百万円は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号) 第 176 条に定める劣後特約付借入金であります。</p>	(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	23,823 百万円	(2) 信用取引借証券	7,085 百万円	(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	191,038 百万円	(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	18,944 百万円	金融商品取引責任 準備金	金融商品取引法 第 46 条の 5 第 1 項	被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容	従業員 18 名	107 百万円	金融機関よりの 住宅借入金	計	107 百万円		(1) 債権		短期債権	21 百万円	長期債権	929 百万円	(2) 債務		短期債務	5,183 百万円	<p>4. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 信用取引貸付金の 本担保証券</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">53,044 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 信用取引借証券</td> <td style="text-align: right;">4,182 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券</td> <td style="text-align: right;">190,130 百万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)</td> <td style="text-align: right;">21,081 百万円</td> </tr> </table> <p>5. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">金融商品取引責任 準備金</td> <td style="width: 50%;">金融商品取引法 第 46 条の 5 第 1 項</td> </tr> </table> <p>6. 保証債務</p> <p>従業員の金融機関からの借入に対する債務保証残高は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">被保証者</th> <th style="width: 20%;">債務保証 残高</th> <th style="width: 60%;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員 16 名</td> <td style="text-align: center;">87 百万円</td> <td>金融機関よりの 住宅借入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">87 百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 関係会社に対する債権及び債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 債権</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債権</td> <td style="text-align: right;">21 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期債権</td> <td style="text-align: right;">929 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債務</td> <td style="text-align: right;">9,047 百万円</td> </tr> </table> <p>8. 長期借入金のうち 6,725 百万円及び 1 年内返済予定の長期借入金 1,175 百万円(貸借対照表上は短期借入金に含めて表示)は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号) 第 176 条に定める劣後特約付借入金であります。</p>	(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	53,044 百万円	(2) 信用取引借証券	4,182 百万円	(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	190,130 百万円	(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	21,081 百万円	金融商品取引責任 準備金	金融商品取引法 第 46 条の 5 第 1 項	被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容	従業員 16 名	87 百万円	金融機関よりの 住宅借入金	計	87 百万円		(1) 債権		短期債権	21 百万円	長期債権	929 百万円	(2) 債務		短期債務	9,047 百万円
(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	23,823 百万円																																																										
(2) 信用取引借証券	7,085 百万円																																																										
(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	191,038 百万円																																																										
(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	18,944 百万円																																																										
金融商品取引責任 準備金	金融商品取引法 第 46 条の 5 第 1 項																																																										
被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容																																																									
従業員 18 名	107 百万円	金融機関よりの 住宅借入金																																																									
計	107 百万円																																																										
(1) 債権																																																											
短期債権	21 百万円																																																										
長期債権	929 百万円																																																										
(2) 債務																																																											
短期債務	5,183 百万円																																																										
(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	53,044 百万円																																																										
(2) 信用取引借証券	4,182 百万円																																																										
(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	190,130 百万円																																																										
(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	21,081 百万円																																																										
金融商品取引責任 準備金	金融商品取引法 第 46 条の 5 第 1 項																																																										
被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容																																																									
従業員 16 名	87 百万円	金融機関よりの 住宅借入金																																																									
計	87 百万円																																																										
(1) 債権																																																											
短期債権	21 百万円																																																										
長期債権	929 百万円																																																										
(2) 債務																																																											
短期債務	9,047 百万円																																																										

[損益計算書に関する注記]

前事業年度 〔自平成23年4月1日 至平成24年3月31日〕		当事業年度 〔自平成24年4月1日 至平成25年3月31日〕	
関係会社との取引高		関係会社との取引高	
関係会社への営業費用	2,478百万円	関係会社への営業費用	2,942百万円
関係会社からの営業外 収益	81百万円	関係会社からの営業外 収益	81百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	100,000株	－株	－株	100,000株
合 計	100,000株	－株	－株	100,000株
自己株式				
普通株式	－株	－株	－株	－株
合 計	－株	－株	－株	－株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

( 決 議 )	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,000百万円	10,000円	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

( 決 議 )	株式の種類	配当金の 総 額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000百万円	利益剰余金	10,000円	平成24年3月31日	平成24年6月28日

当事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	100,000 株	－株	－株	100,000 株
合 計	100,000 株	－株	－株	100,000 株
自己株式				
普通株式	－株	－株	－株	－株
合 計	－株	－株	－株	－株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

( 決 議 )	株式の種類	配当金の 総 額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成 24 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	1,000 百万円	10,000 円	平成24年3月31日	平成24年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

( 決 議 )	株式の種類	配当金の 総 額	配当の原資	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成 25 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	3,000 百万円	利益剰余金	30,000 円	平成25年3月31日	平成25年6月27日

[1 株当たり情報に関する注記]

前事業年度 〔 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 〕	当事業年度 〔 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 〕
1. 1株当たり純資産額                    523,509円 17銭 2. 1株当たり当期純利益金額            5,378円 90銭  潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1. 1株当たり純資産額                    600,477円 56銭 2. 1株当たり当期純利益金額            86,932円 80銭  潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。



2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(1) 短期借入金

(単位:百万円)

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
借入先の氏名又は名称	借入金額	借入先の氏名又は名称	借入金額
(金融機関借入金)		(金融機関借入金)	
日本銀行	19,200	日本銀行	52,500
株式会社みずほコーポレート銀行	6,000	株式会社みずほコーポレート銀行	6,000
株式会社りそな銀行	5,000	株式会社りそな銀行	5,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,945	三井住友信託銀行株式会社	4,500
株式会社三井住友銀行	3,030	株式会社三菱東京UFJ銀行	3,945
住友信託銀行株式会社	3,000	株式会社三井住友銀行	3,030
その他金融機関借入金	30,340	その他金融機関借入金	28,840
小計	70,515	小計	103,815
(証券金融会社借入金)		(証券金融会社借入金)	
日本証券金融株式会社	1,500	日本証券金融株式会社	1,500
大阪証券金融株式会社	200	大阪証券金融株式会社	200
中部証券金融株式会社	50	中部証券金融株式会社	50
小計	1,750	小計	1,750
コール・マネー	46,000	コール・マネー	48,000
(その他借入金)		(その他借入金)	
株式会社岡三証券グループ	4,200	株式会社岡三証券グループ	4,200
1年以内返済予定長期借入金	1,000	1年以内返済予定長期借入金	1,175
合計	123,465	合計	158,940

(注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」へ変更しております。

## (2) 長期借入金

(単位:百万円)

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
借入先の氏名又は名称	借入金額	借入先の氏名又は名称	借入金額
株式会社 みずほコーポレート銀行 (※)	2,900 ( - )	株式会社 みずほコーポレート銀行 (※)	2,900 ( 425 )
株式会社 りそな銀行 (※)	2,500 ( - )	株式会社 りそな銀行 (※)	2,500 ( 375 )
住友信託銀行株式会社 (※)	2,500 ( - )	三井住友信託銀行 (※)	2,500 ( 375 )
日本生命保険相互会社	500 ( 500 )	日本生命保険相互会社	500 ( - )
明治安田生命保険相互会社	500 ( 500 )	明治安田生命保険相互会社	500 ( - )
合 計	8,900 ( 1,000 )	合 計	8,900 ( 1,175 )

(注) 1. 括弧内は内書で、1年以内返済予定額であります。

2. (※) は、劣後特約付借入金であります。

3. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」へ変更しております。

## (3) 信用取引借入金

(単位:百万円)

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
借入先の氏名又は名称	借入金額	借入先の氏名又は名称	借入金額
日本証券金融株式会社	2,300	日本証券金融株式会社	6,248
大阪証券金融株式会社	1,152	大阪証券金融株式会社	1,855
中部証券金融株式会社	20	中部証券金融株式会社	17
合 計	3,473	合 計	8,122

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の  
取得価額、時価及び評価損益

(1) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)			当事業年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産	-	-	-	-	-	-
(1)株 券	-	-	-	-	-	-
(2)債 券	-	-	-	-	-	-
(3)その他	-	-	-	-	-	-
2. 固定資産	-	-	-	-	-	-
(1)株 券	64	53	△ 11	64	58	△ 6
(2)債 券	-	-	-	-	-	-
(3)その他	100	100	0	-	-	-
合 計	164	153	△ 11	64	58	△ 6

(2) 時価評価されていないその他有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
固定資産		
株式（非上場株式）	583	550
その他	21	13

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、平成 24 年 3 月期（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）及び平成 25 年 3 月期（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書について、会計監査人である東陽監査法人による会社法第 436 条第 2 項第 1 号に基づく監査を受けております。

## IV. 管理の状況

### 1. 内部管理の状況の概要

当社では、証券会社の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、コンプライアンスの充実を経営の最重要課題ととらえ、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に日々努めております。

#### (1) コンプライアンス態勢

取締役会をコンプライアンス最高責任機関とし、コンプライアンスに関する重要事項については、代表権のある役員を「内部管理統括責任者」として、コンプライアンス関係諸事項を統括管理させています。「内部管理統括責任者」の下に「内部管理補助責任者」を、各営業店には「営業責任者」と「内部管理責任者」を配置して、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守、投資勧誘や顧客管理が適正に行なわれるよう意識醸成や教育指導を行い、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンス関係諸事項を担当する部署としては、本店に業務監査部、法務部、取引審査部、検査部の4部を置いて、法令遵守態勢や顧客保護に関する管理態勢の整備・確立を図っております。

#### (2) コンプライアンスの実践

全従業員が業務を遂行する上でのコンプライアンスの基本的な心構えとして、「倫理コード」を制定し、イントラネットに掲載して全従業員に周知徹底するとともに、当社ホームページで公表しております。コンプライアンスの取組みとしては、コンプライアンス状況を点検する社内検査をはじめ、顧客取引のモニタリング、各種研修を開催するなどにより、コンプライアンス実践の充実・強化に努めております。

#### (3) 内部管理部门の組織

内部管理部门の組織、部署別の業務分掌につきましては下記のとおりであります。

部名	業務分掌	部名	業務分掌
業務監査部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 残高照合に関する事項</li> <li>2. 顧客の有価証券等の売買その他の取引等の状況の考査に関する事項</li> <li>3. 管理資料による顧客管理に関する事項</li> <li>4. 営業員の営業活動の状況の考査に関する事項</li> <li>5. 特定顧客の情報に関する事項</li> <li>6. 証券事故に関する処理</li> <li>7. 苦情、紛争及び事故に関する調査及び処理</li> <li>8. 事故等の立替金の管理及び処理に関する事項</li> </ol>	法務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 顧客等との訴訟、調停等に関する事項</li> <li>2. 顧客等との紛争についての法律事項</li> <li>3. 裁判所、行政当局等からの照会に関する事項</li> <li>4. 契約書等対外的重要文書の作成に関する助言・審査</li> <li>5. 業務運営に必要な関係諸法令・諸規則に係る調査、研究及び指導に関する事項</li> <li>6. その他当会社の業務全般に関する法律指導</li> </ol>
取引審査部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有価証券等の価格形成動向の監視に関する事項</li> <li>2. 内部者取引の未然防止のための情報管理・顧客管理・売買管理に関する事項</li> <li>3. 役職員自己取引の管理に関する事項</li> <li>4. 利益相反のおそれのある取引等の管理に関する事項</li> <li>5. 利益相反管理体制の整備に関する事項</li> </ol>	検査部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社内検査に関する事項</li> <li>2. 証券事故に関する調査</li> </ol>

## 2. 分別管理の状況

### (1) 顧客分別金信託の状況

項 目	平成 24 年 3 月 31 日 現在の金額	平成 25 年 3 月 31 日 現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	15,837 百万円	29,050 百万円
顧客分別金信託額	15,900 百万円	29,200 百万円
期末日現在の顧客分別金必要額	15,165 百万円	26,405 百万円

### (2) 有価証券の分別管理の状況

#### ① 保護預り等有価証券

有価証券の種類			平成 24 年 3 月 31 日現在	
			国内証券	外国証券
株 券	株 数		2,499,066 千株	348,822 千株
債 券	額面金額		712,990 百万円	416,749 百万円
受 益 証 券	口 数		1,591,938 百万口	9,821 百万口
その他	新株予約 権 証 券	ワラント	—	5,301 ワラント
	コマーシャル・ ハ・ーハ・ー	額面金額	46,000 百万円	—
	指 標 連動証券	額面金額	0 百万円	—

有価証券の種類			平成 25 年 3 月 31 日現在	
			国内証券	外国証券
株 券	株 数		2,421,692 千株	259,307 千株
債 券	額面金額		742,304 百万円	379,860 百万円
受 益 証 券	口 数		1,671,052 百万口	9,607 百万口
その他	新株予約 権 証 券	ワラント	—	5,168 ワラント
	コマーシャル・ ハ・ーハ・ー	額面金額	37,000 百万円	—
	日 本 型 預託証券	額面金額	0 百万円	—

#### ② 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類		平成 24 年 3 月 31 日現在	平成 25 年 3 月 31 日現在
株 券	株 数	67,775 千株	71,981 千株
債 券	額面金額	5,408 百万円	5,455 百万円
受 益 証 券	口 数	1,360 百万口	2,054 百万口

注) 受入保証金代用有価証券のうち、顧客分別金の計算の対象とされる第三者への再担保差入はありません。

<参考時価情報>

株券の参考時価情報

イ. 保護預り等有価証券

平成 24 年 3 月 31 日現在		平成 25 年 3 月 31 日現在	
国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
1,183,577 百万円	44,216 百万円	1,407,831 百万円	45,094 百万円

ロ. 受入保証金代用有価証券

平成 24 年 3 月 31 日現在	平成 25 年 3 月 31 日現在
28,250 百万円	35,234 百万円

### ③ 管理の状況

顧客の有価証券は、法令を遵守して下記のように分別管理しております。

有価証券の種類	会社の管理形態
国内上場株券 上場新株予約権付社債券 上場投資証券等 上場出資証券	原則として、証券保管振替機構において、帳簿等により当社の固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理しております。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により、直ちに判別できるよう管理しています。但し、日本銀行出資証券につきましては、券面不発行対象外であるため、当社金庫において固有有価証券等の管理場所と明確に区分し、単純保管の場合は、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で管理し、混蔵保管の場合は、帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。
国内上場外国株券	証券保管振替機構において、帳簿等により当社の固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して管理しています。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。
新株予約権付社債以外の国内債券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社金庫において、帳簿等により当社の固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して管理しています。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。</li> <li>・国債及びその他の債券の券面不発行分については、国債は日本銀行にて、その他の債券は証券保管振替機構において帳簿等により固有有価証券と顧客有価証券とを区分管理しております。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により、直ちに判別できるよう管理しています。</li> </ul>
国内投資信託受益証券 国内投資信託受益権 上場投資信託受益権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内投資信託受益証券については、当社金庫にて帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して管理しています。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により直ちに判別できるよう管理しています。</li> <li>・国内投資信託受益権及び上場投資信託受益権については、証券保管振替機構において帳簿等により固有有価証券と顧客有価証券とを区分管理しております。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により、直ちに判別できるよう管理しています。</li> </ul>
外国株券 外国債券 外国投資信託受益証券等	海外の保管機関において、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分は、当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で混蔵して管理しています。但し、上海証券取引所上場株式、シンセン証券取引所上場株式については、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。

### (3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

該当ありません。



## V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 企業集団の構成  
該当ありません。
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等  
該当ありません。

岡三証券株式会社

企画部

〒103-8278 東京都中央区日本橋 1-17-6

TEL 03(3272)2211(代)

OKASAN SECURITIES CO., LTD.

<http://www.okasan.co.jp/>